

議案第 73 号

松阪市印鑑条例の一部改正について

松阪市印鑑条例（平成 17 年松阪市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市印鑑条例の一部を改正する条例

松阪市印鑑条例（平成 17 年松阪市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「作成することができる」を「調製するものとする」に改める。

第 8 条の見出し及び同条第 1 項中「再交付」を「引換交付」に改める。

第 10 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「登録カード」の次に「（個人番号カードが添付された場合にあっては、個人番号カード）」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下同じ。）の交付を受けた印鑑登録者は、個人番号カードを添付し、統合端末（公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。）に当該個人番号カードの暗証番号を入力して申請することができる。この場合においては、登録カードの添付を要しない。

第 11 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人番号カード

第 11 条第 2 号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「公的個人認証法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の改正規定は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。